

燈籠雜載

燭臺
手燭

レシカバ、約束ノ如ク周防守ヨリ大キナル燈籠ヲ寄附有テ、常燈ヲ建ラレケル、以前播磨灘ヲ乗ケル船、夜中風替リ抔シテ、明石前ハ破船セシ事ナド有シ、向後ハ彼燈籠ヲ目當ニシテ入ケル故、破船ノ愁ヒナシ、周防守ノ心ハ畢竟此目當ニ至ルベキ爲ナリ、サレドモ城主ヨリ此所ニ移サセ、後ニ燈籠ヲ寄進セラレ、初ヨリ自分ノ功ヲ顯サズ、後ニ人ノ心付様ニ諸事ヲ致サレケル、誠ニ思慮ノ厚キ人也ケリ、

〔毛吹草〕山城 燈籠細工

〔下學集〕下器財燭臺シヨククダイ

〔和爾雅〕五器用燭臺シヨククダイ 燭奴シヨククダイ 燭架シヨククダイ 燭者シヨククダイ 手燭シヨククダイ 手照シヨククダイ

〔書言字考〕七器財燭臺シヨククダイ 又云シヨククダイ 燭奴シヨククダイ、天寶遺事

〔和漢三才圖會〕三十二家飾具燭臺シヨククダイ 燈臺シヨククダイ 短檠シヨククダイ

按燭臺、燭架、制不一、或作人獸之形、其用唯揭蠟燭耳、

〔中山傳信錄〕六燈シヨククダイ 燭

然、燭燈木底四方格、上寬下窄、白紙糊之、而空其上、施木柄釘柱上、雖大風不至滅燭也、王宮内所用皆然、

〔倭訓栞〕中編十五底てまよく 中山傳信錄に蠟簽を譯せり、手燭の字は周禮の疏に見えたれど、少異なり、

〔庭訓往來〕蠟燭之臺、雖不被載、注文所進也、

〔調度口傳〕一燭臺の事

らうそくを立るもの也、大小品々有、真銅やカ子等なるべし、三ツ足有を式とす、まよくせん掛有、略義なるべし、鐵は略義なり、